この用紙はとじこまないでください。

GK0501

第27－(3)号様式

特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書

整理番号	

納税地	（電話番号　　－　　－　　）
（フリガナ） 名称又は屋号	
（フリガナ） 代表者氏名又は氏名	

自 平成・令和　年　月　日
至 平成・令和　年　月　日

課税期間分の消費税及び地方消費税の（　　）申告書

（中間申告の場合の対象期間　自 平成・令和　年　月　日　至 平成・令和　年　月　日）

				十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一円
課税標準額	課税標準額（申告書①欄へ）		①												0	0	0
	課税標準額の内訳	課税資産の譲渡等の対価の額	②														
		特定課税仕入れに係る支払対価の額	③														
控除税額	返還等対価に係る税額（申告書⑤欄へ）		④														
	返還等対価に係る税額の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑤														
		特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑥														

②及び③の内訳	区分	3％分	4％分	6.3％分	
課税標準額	課税資産の譲渡等の対価の額	円	円	円	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額			円	
	合計	千円	千円	千円	

◎ この別表は、当課税期間について、次のイからハの全てに該当する場合に提出が必要です。

イ　一般課税により申告する（簡易課税制度の適用を受けない。）。

ロ　課税売上割合が95％未満である。

ハ　特定課税仕入れがある。

当課税期間について、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は、特定課税仕入れを行ったとしても、その特定課税仕入れはなかったものとされます。

(イ)　一般課税により申告する課税期間であって、その課税売上割合が95％以上である課税期間

(ロ)　簡易課税制度の適用を受ける課税期間

したがって、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間の確定申告では、その特定課税仕入れは課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれませんので、原則、この別表の提出は必要ありません。

ただし、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間であっても、前課税期間以前の課税期間において、特定課税仕入れに係る課税標準について申告を行った事業者で、当課税期間に、その特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたときは、この別表の提出が必要です。

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

別表　平成二十七年十月一日以後終了課税期間分

GK0501

第27－(3)号 様式

特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書

整理番号	

納税地	（電話番号　　－　　－　　）
（フリガナ） 名称又は屋号	
（フリガナ） 代表者氏名又は氏名	

自 平成・令和 □□年□□月□□日

至 平成・令和 □□年□□月□□日

課税期間分の消費税及び地方消費税の（　　）申告書

（中間申告の場合の対象期間　自 平成・令和 □□年□□月□□日　至 平成・令和 □□年□□月□□日）

				十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一円
課税標準額	課税標準額（申告書①欄へ）		①	0 0 0
	課税標準額の内訳	課税資産の譲渡等の対価の額	②	
		特定課税仕入れに係る支払対価の額	③	
控除税額	返還等対価に係る税額（申告書⑤欄へ）		④	
	返還等対価に係る税額の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑤	
		特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑥	

②及び③の内訳	区分	3％分	4％分	6.3％分	
課税標準額	課税資産の譲渡等の対価の額	円	円	円	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額			円	
	合計	千円	千円	千円	

◎ この別表は、当課税期間について、次のイからハの全てに該当する場合に提出が必要です。

イ　一般課税により申告する（簡易課税制度の適用を受けない。）。

ロ　課税売上割合が95％未満である。

ハ　特定課税仕入れがある。

当課税期間について、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は、特定課税仕入れを行ったとしても、その特定課税仕入れはなかったものとされます。

(イ)　一般課税により申告する課税期間であって、その課税売上割合が95％以上である課税期間

(ロ)　簡易課税制度の適用を受ける課税期間

したがって、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間の確定申告では、その特定課税仕入れは課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれませんので、原則、この別表の提出は必要ありません。

ただし、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間であっても、前課税期間以前の課税期間において、特定課税仕入れに係る課税標準について申告を行った事業者で、当課税期間に、その特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたときは、この別表の提出が必要です。

別表　平成二十七年十月一日以後終了課税期間分

ＧＫ０５０１

第27－(3)号 様式

特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書

整理番号	

納税地	（電話番号　　－　　－　　）
（フリガナ） 名称又は屋号	
（フリガナ） 代表者氏名又は氏名	

控

自 平成・令和 □□年□□月□□日

至 平成・令和 □□年□□月□□日

課税期間分の消費税及び地方消費税の（　　）申告書

（中間申告の場合の対象期間　自 平成・令和 □□年□□月□□日　至 平成・令和 □□年□□月□□日）

				十兆 千 百 十億 千 百 十万 千 百 十 一円
課税標準額	課税標準額（申告書①欄へ）		①	000
	課税標準額の内訳	課税資産の譲渡等の対価の額	②	
		特定課税仕入れに係る支払対価の額	③	
控除税額	返還等対価に係る税額（申告書⑤欄へ）		④	
	返還等対価に係る税額の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑤	
		特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑥	

②及び③の内訳	区分	3％分	4％分	6.3％分	
課税標準額	課税資産の譲渡等の対価の額	円	円	円	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額			円	
	合計	千円	千円	千円	

◎ この別表は、当課税期間について、次のイからハの全てに該当する場合に提出が必要です。

イ　一般課税により申告する（簡易課税制度の適用を受けない。）。

ロ　課税売上割合が95％未満である。

ハ　特定課税仕入れがある。

当課税期間について、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は、特定課税仕入れを行ったとしても、その特定課税仕入れはなかったものとされます。

(イ)　一般課税により申告する課税期間であって、その課税売上割合が95％以上である課税期間

(ロ)　簡易課税制度の適用を受ける課税期間

したがって、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間の確定申告では、その特定課税仕入れは課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれませんので、原則、この別表の提出は必要ありません。

ただし、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間であっても、前課税期間以前の課税期間において、特定課税仕入れに係る課税標準について申告を行った事業者で、当課税期間に、その特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたときは、この別表の提出が必要です。

別表　平成二十七年十月一日以後終了課税期間分